

京都気候変動適応策の在り方研究会での 検討結果について

京都市における現行の気候変動適応策

京都市地球温暖化対策計画

集中豪雨など、地球温暖化対策による影響が現れてきている状況を踏まえ、平成29年3月の改定に当たって、適応策の方向性を具体化。

基本方針

- ① 気候変動やその影響に関する科学的知見の情報収集を行う。
- ② 分野によって気候変動の影響の重大性や対策実施の緊急性が異なることを認識し、国や京都府等と連携し、効果的な対策を推進する。
- ③ 市民、事業者、各行政分野と情報共有し、理解と協力のもと、連携体制を構築する。

全庁的な連携

京都市長を本部長とする地球環境・エネルギー政策推進本部の下に「**適応策推進部会**」を設置。科学的知見等を全庁で共有。

情報収集

科学的知見の情報収集。指標やモニタリング等により市域における影響を把握。

施策の進行管理

中長期的な視点で柔軟に施策を推進。

現時点から具体的な対策を進める分野

自然災害

健康・都市生活

水環境・水資源

今後、気候変動の影響の把握や対策の検討を進める分野

農業・林業

自然生態系

伝統文化・観光・地場産業

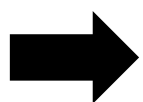
気候変動適応法の成立

気候変動適応法（平成30年6月成立，12月施行）

気候変動の影響が顕在化し、今後更に深刻化するおそれがある中、適応策を法的に位置付け、更なる取組の推進を図ることを目的に成立。

- ① 適応の総合的推進
- ② 情報基盤の整備
- ③ 地域での適応の強化**
- ④ 適応の国際展開等

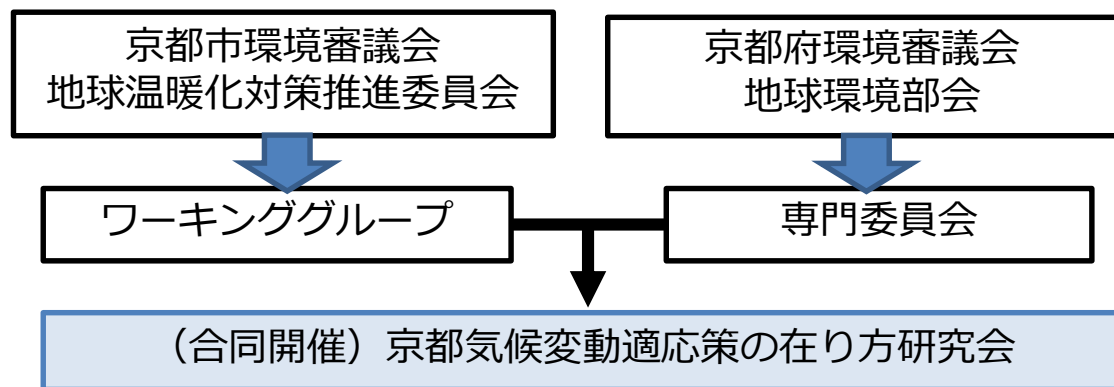
- 地方公共団体は、その区域における**自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策**の推進に努めること（第4条）
- 都道府県及び市町村は、**地域気候変動適応計画の策定**に努めること（第12条）。
- 都道府県及び市町村は、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点（**地域気候変動適応センター**）**としての機能を担う体制の確保**に努めること（第13条）



「京都の自然的経済的社会的状況に応じた適応策の在り方」と「地域気候変動適応センターの確保」に向け、議論を行う必要。

京都気候変動適応策の在り方研究会

広域的な対策の展開も必要であることから、府市協調で議論を進める。



■ 本委員会のワーキンググループ及び京都府環境審議会の部会の地球環境部会の専門委員会と位置付け、合同で研究会を開催

開催状況

第1回 平成31年 3月19日
 第2回 令和元年 5月27日
 第3回 令和元年 9月24日

委員 (50音順、敬称略、◎委員長)

| 委員 | 所属 | 備考 |
|----------|---|------------|
| 酒井 敏 | 京都大学大学院人間・環境学研究科 教授 | |
| 白岩 立彦 | 京都大学大学院農学研究科 教授 | |
| 高橋 潔 | (国研) 国立環境研究所 社会環境システム研究センター 広域影響・対策モデル研究室 室長 | |
| ◎中北 英一 | 京都大学防災研究所 気象・水象災害研究部門 教授 | |
| 本庄 孝志 | (公財)地球環境産業技術研究機構 専務理事 | |
| 松原 斎樹 | 京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授 | |
| 山本 芳華 | 平安女学院大学国際観光学部 准教授 | 現推進委員会委員 |
| 李明香※ | 立命館大学理工学部 准教授 ※ 第1, 2回研究会に参画 | 第6期推進委員会委員 |
| (オブザーバー) | 環境省近畿地方環境事務所、京都地方気象台 | |

研究会での取りまとめ事項

京都における適応策の在り方の概要（整理した事項）

①基本的な考え方
(理念)

②視 点

③進め方

④地域気候変動適応センター

取 組

「京都における適応策の在り方」の考え方、検討の視点、進め方をとりまとめ

京都気候変動適応の在り方研究会での取りまとめ事項

基本的なセンター機能について考え方をとりまとめ

基本的な考え方、視点、進め方、適応センターとして求められる機能に基づき、具体的な適応策の取組や地域適応センターの機能を担う体制確保について今後検討

①基本的な考え方（理念）

- 適応策は、**時間的・空間的な広がり**も考慮し、**幅広い主体※への影響を想定**して実施することにより、**生活や事業活動の質を維持・向上**させる。

※ 観光客等の来訪者、大学のまちで学ぶ留学生、将来世代等

- 適応策により、**伝統・文化をはじめとする「京都らしさ」**を**持続・発展**させる。
- これまで**京都が培ってきた知恵**を発信する。

②適応策の検討に当たり求められる視点

1 長期的に考える

後手に回ると費用が膨大になることから、影響の許容範囲を理解し、分野ごとの影響を踏まえ、重大性・時間軸を勘案した対策の実施

2 幅広く対象を想定する

気候変動の影響を受ける対象、また、影響を受ける度合いも様々であることから、幅広く対象を捉え、適切な対策を実施

5 京都ならではの対策

- ・観光や伝統、文化への影響の把握
- ・観光客や留学生、通勤者への対策
- ・企業・大学との連携
- ・歴史、先人の知恵、生活文化を活用した、京都ならではの対策の実施と発信

3 同時解決を図る

緩和策との両立や行政の各施策への適応策の観点の組み込みによる政策の融合を通じたシナジー効果の創出

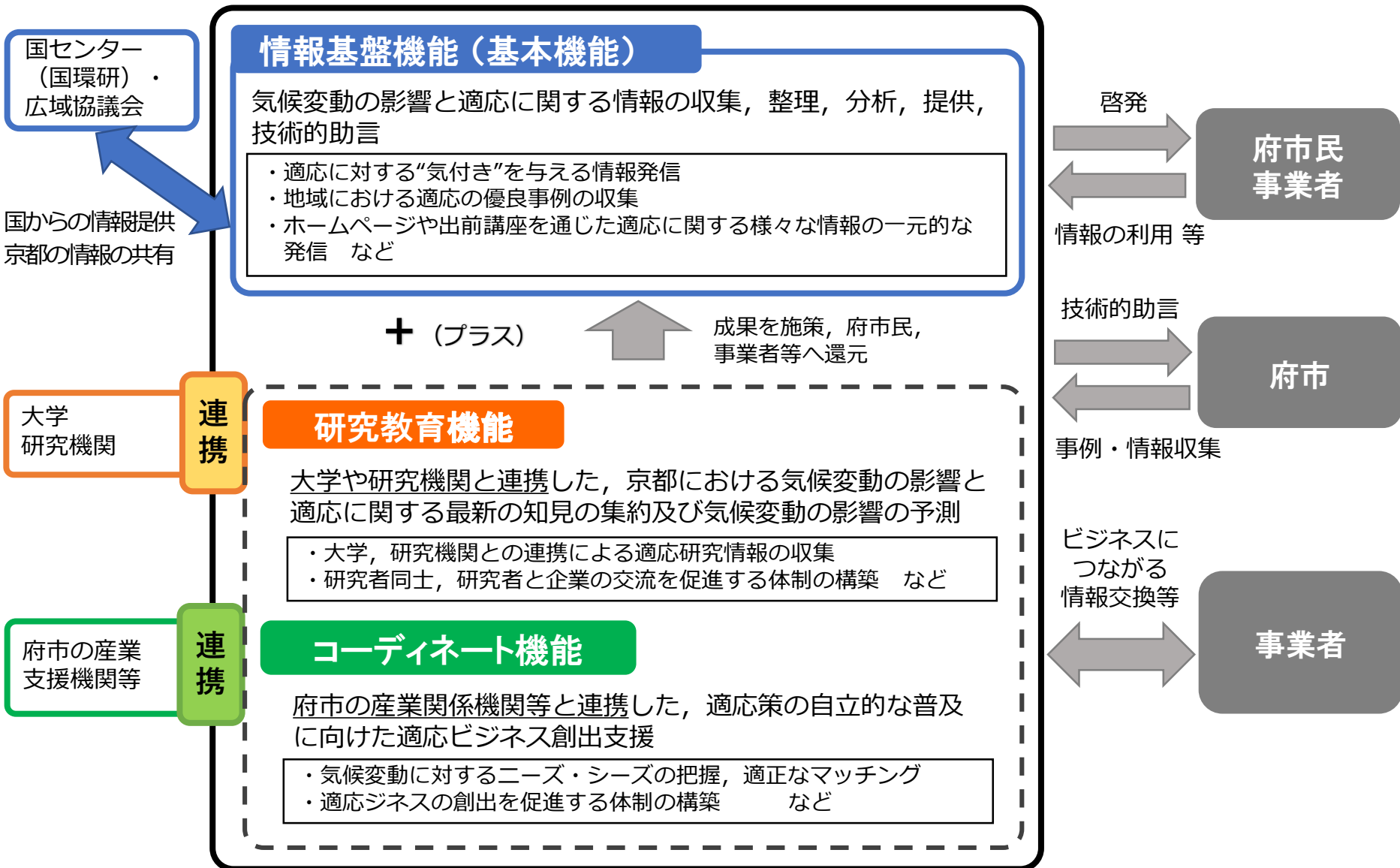
4 ビジネスにつなげる

適応策に関わる分野は非常に多岐に渡ることから、「費用」、「労力」を無視しないビジネスベースでの取組の推進

③適応策の進め方

- 京都における適応策の基本的な考え方，適応策の検討に当たり求められる視点を礎として適応策を推進
- 適応策は幅広い分野にわたるため，部局横断的な取組として，関係機関が連携して適応策を推進
(単なる連携だけでなく，部局間でしっかりと議論をしたうえで連携を図り，最適なものを生み出していく)
- 分野に応じて効果的なアプローチで適応策を推進
(国による対策を中心とする，広域協議会を活用する，特定の分野において関係の深い自治体間で連携する体制を新たに構築するなど，分野の特性に応じて，柔軟に取組を進めていく)
- 行政自らの業務活動への適応策を推進
(気候変動は事業者の日々の業務活動にも影響を及ぼすことから，事業継続の観点も含め，気候変動が府庁や市役所自らの業務活動に及ぼす影響の把握や対策に率先的に取り組む)

④地域気候変動適応センターの機能



今後の検討予定

■ 京都市地球温暖化対策条例の見直し

現行の条例では、適応策について明確に記載されていないことから、改正条例においては明記し、地球温暖化対策としての位置付けを規定する。

■ 次期京都市地球温暖化対策計画の策定

従来の緩和策の計画としてのみならず、気候変動適応法に規定されている地域気候変動適応計画としても位置付け、取組の具体化・充実を図る。

■ 地域気候変動適応センター

令和3年度からの活動開始に向け、引き続き京都府と連携し、運営主体の体制確保等検討を進めていく。